
環境省における 災害廃棄物対策に係る取組について

令和5年度第2回大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

令和6年3月18日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



目次

1. 災害廃棄物対策の基礎
2. 令和6年能登半島地震について
3. 環境省における災害廃棄物に関する
主な取組

1. 災害廃棄物対策の基礎

災害廃棄物とは

- 災害廃棄物とは、自然災害に起因して発生する**一般廃棄物**。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に則り、**一般廃棄物の処理責任を有する市町村**が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。
- ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

<関連規定の抜粋（廃棄物処理法）>

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに**生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的**とする。

第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、**災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理**を行うために要する費用の一部を**補助することができる**。

災害廃棄物の種類

- 災害時には、様々な種類の廃棄物が、一度に大量に発生。



災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じる事例＞



事例 1
公園に集積された災害廃棄物



事例 2
道路端に集積された
災害廃棄物



事例 3
自治体管理の仮置場に混合状
態で搬入された災害廃棄物

**事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！**



事例 4：自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

災害廃棄物処理の必要性

- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保**のために非常に重要であり、**被災地域の早期の復旧・復興**のために必要。

＜初動対応が遅れ、早期の復旧・復興に支障が生じた過去の事例＞

【事例 1】

初動対応の遅れにより、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が集積された事例。

⇒このような集積場所が多数できると生活環境の悪化や、収集や解消に多大な労力を要する。



【事例 2】

仮置場に災害廃棄物が分別されずに混合状態で搬入された事例。

⇒災害廃棄物の搬出が困難になることや生活環境の悪化、処理・処分費用の増大、処理期間の長期化等が問題になる。



事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた
迅速かつ適切な初動対応が重要！

災害廃棄物処理の流れ



<被災地域>

- 被災した家屋から出て来た片付けごみ等の撤去
- 収集、運搬
- 廃棄物の一時集積 など

<仮置場>

- 一次仮置場
- 粗選別、分別
- 保管
- 処理困難物の対応 (比較的規模の大きい災害)
- 二次仮置場
- 移動式及び仮設処理施設による中間処理 など

<処理・処分先>

- 既存の中間処理施設 (産廃施設も含む)
- 最終処分
- 再資源化 (復興資材への利用)

災害廃棄物処理の三原則

- 災害廃棄物の処理は、被災した**市民の衛生環境や安全**を第一とし、**スピード**感を持って処理にあたることも重要であるとともに、処理負担が自治体の財政を圧迫する可能性もあるため、**費用**にも配慮する必要がある。
- また、最終処分場の延命化のため、リサイクル率を高める努力が必要であり、**分別・リサイクルを推進**することは、安全・スピード・費用負担の改善に繋がる。

安全

- **被災した市民の衛生環境や安全を第一に。**
- **アスベスト**を含む廃棄物や**危険物・有害廃棄物等**（スプレー缶、薬品、灯油等）は、安全に十分配慮しながら丁寧な処理が必要。

災害廃棄物 処理の三原則

スピード

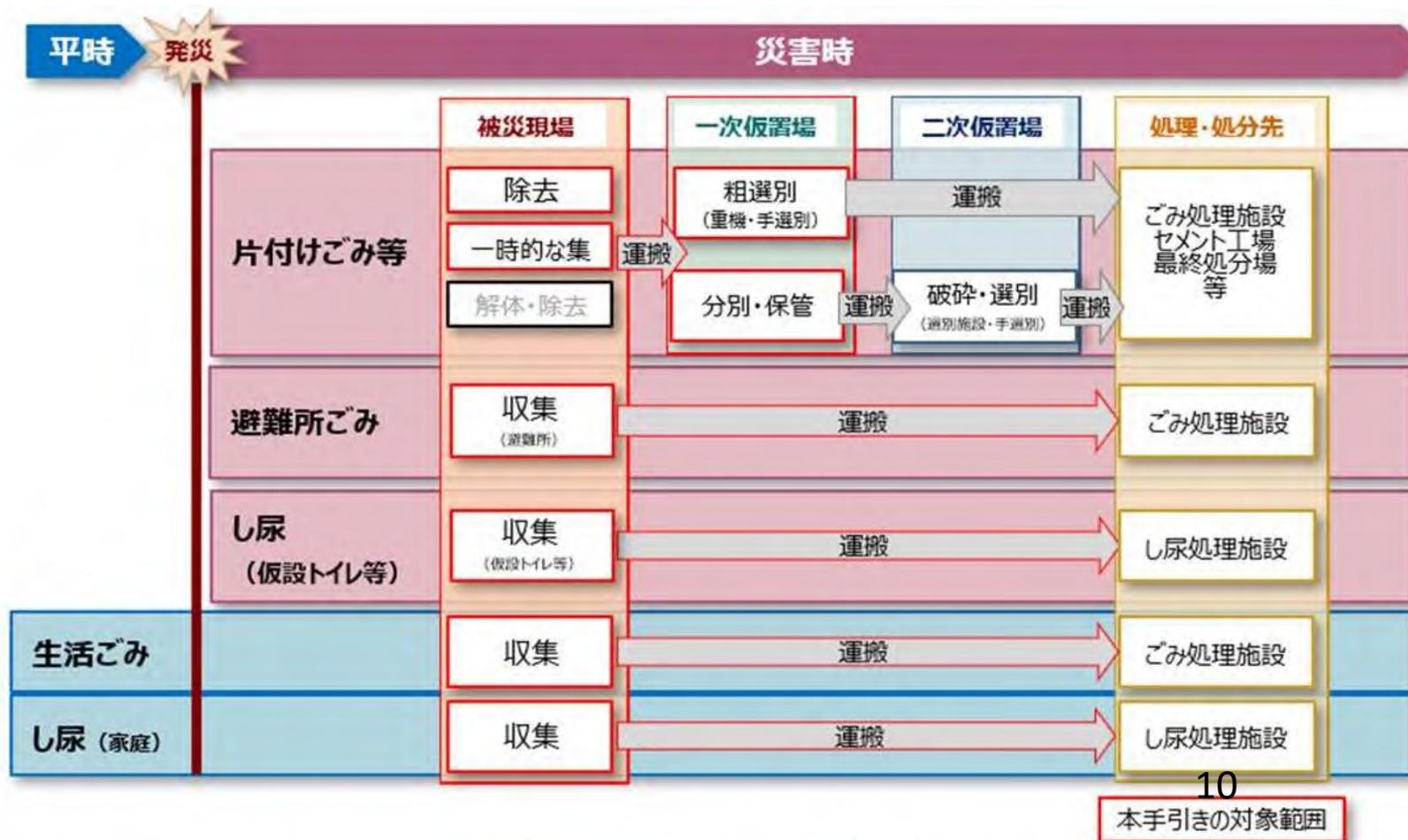
- **周辺の環境や住民の健康に著しい悪影響**を及している場合（例：腐敗性の廃棄物、発火の恐れがある廃棄物等）は、スピード重視で処理を行う必要がある。

費用

- 災害廃棄物処理計画の作成等、災害が起きる前に対策を進めておくことは、被災地域の**経済的負担を軽減**することに繋がる。
- これら多額の予算を執行するためには、**膨大な量の事務作業が発生**するので、早めに必要な人員を確保することも重要。

災害時の一般廃棄物処理に係る初動対応

- 災害時には、平時からの処理（生活ごみ等）と災害時に特有な処理（避難所ごみ等）を、並行して実施することとなる。



2. 令和6年能登半島地震について

令和6年能登半島地震における災害廃棄物対策（令和6年2月21日17時時点）



災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災市町村のニーズに即してきめ細やかな対応

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- ▶ 職員派遣、現地支援チーム設置、現地状況把握（人材バンクを活用した自治体職員の派遣）
- ▶ 避難所の仮設トイレ等からのし尿の回収・搬出
- ▶ 生活ごみ、片付けごみ等を処理する処理施設の被災復旧・代替施設の確保

2. 災害廃棄物撤去

- ▶ 災害廃棄物の仮置場の確保・設置
- ▶ 被災家屋の片付けごみ・家屋解体ごみ等の撤去・仮置場への搬出
- ▶ 全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の応援による収集運搬支援

3. 災害廃棄物処理

- ▶ 仮置場からの搬出、処理施設での処理
- ▶ 周辺自治体や民間事業者等の受け入れによる広域処理

※環境省では、市町村の廃棄物処理施設の災害復旧及び市町村が行う災害廃棄物の処理（収集・運搬と処分、全壊・半壊家屋の公費解体）に対して補助を実施。
 ※2/6に石川県が災害廃棄物処理の基本方針を策定（令和7年度末までの処理完了を目標）

災害廃棄物処理の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

1. 生活ごみ処理（し尿・日常生活ごみ）

- 職員を現地派遣し、現地確認、助言等を実施。能登地域6市町（1/5～：輪島市、珠洲市、志賀町、能登町、穴水町、1/8～：七尾市）へ常駐し支援を実施。人材バンク制度を活用し、これまでに災害廃棄物対応経験を有する自治体職員等79名（21自治体）を石川県内7市町等に派遣
- 避難所等の仮設トイレのし尿について、現地の状況をきめ細かく把握し適切な頻度で回収実施
- 避難所の生活ごみや帰宅者の家庭ごみの収集については、他自治体等からのごみ収集車の応援派遣と地元の車両により、平時と同様の回収体制を整えつつある。また、ごみ焼却施設の復旧・代替受入先の確保による体制強化を順次実施中
- 被災により稼働を停止した**廃棄物処理施設の早期復旧**に向けた適確な**財政支援（国負担率を99%とする特例的な支援）**
- 生活ごみ・し尿の処理について、災害時における広域処理に係る**かかりまし経費※の支援**

※平時における通常の処理費用との差額

2. 災害廃棄物撤去

- 災害廃棄物の仮置場を設置（石川県6市6町、新潟県10市1村、富山県7市町：他の自治体も順次設置予定。）。
- **仮置場の適切な管理・運営**に関する助言等の支援を実施中
- 今般の災害によって生じた大量の**災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理**に向けた**特例的な財政支援（国負担率97.5%に加え、更なる負担軽減の実施を検討中）**
- 全壊家屋に加え、**特例的に半壊家屋も解体支援（自己負担ゼロ）**。公費解体・撤去に係る**マニュアルを策定**
- 所有者不明空家の解体について、民法の新制度（**所有者不明建物管理制度**）等の**積極的活用**。空家への対応の法的整理に係る**事務連絡**を発出
- 「所有者不明建物管理制度」に関する**被災自治体職員向けの相談窓口**の開設
- 補助金や仮置場管理、家屋解体等に関する**被災自治体への説明会**を順次実施

<災害廃棄物対策の流れ（イメージ）>



避難所のし尿処理の状況について

令和6年2月21日時点
環境省

現状

- バキュームカーで仮設トイレに溜まったし尿の回収を実施。※簡易トイレについては使用後に固形ごみとしてパッカー車で回収。
- 稼働停止となっていたし尿処理施設の復旧が進んだ他（7施設中4施設）、バキュームカーの輸送効率を向上すべく、停止中の2施設の受入タンクを一時的受入施設として活用。また、七尾市及び穴水町の下水処理場においてし尿の受入処理を実施中。さらに、富山県のし尿処理施設においてもし尿の受入処理を実施中。
- 避難所等に引き続き仮設トイレの設置を推進（経産省中心に2/14時点で約1,150基を設置済み（民間設置分の約320基を含む。））するとともに、各市町において、避難所の状況をきめ細かく把握し、適切な頻度で回収することを念頭にバキュームカーの運行を管理。

課題	対応
① 回収体制の強化が進み、適切な頻度での回収体制を整えている状況であるが、引き続き、現場の個別の状況を的確に確認し、維持・徹底していく必要。	① 各市町の仮設トイレの設置状況をリスト化し自治体に提供する他、現地職員を通じて各市町におけるバキュームカーの運行状況を把握するなど、適切な頻度での回収が行われていることを確認。引き続き、現地へのきめ細かなサポートを実施。
② 仮設トイレの衛生環境や利便性（和式→洋式への転換、夜間照明等）について、現場の課題を把握していくことが必要。また、一部の公衆トイレにおいて不適切な使用状況が確認され、衛生環境の確保が必要。	② 環境省職員が避難所の仮設トイレの衛生環境の点検や避難者のニーズ把握を実施(2/15時点で約200箇所)。経産省から、洋式トイレアタッチメント550基・ランタン700個(2/14時点)を現地に送付している他、環境省と関係団体で連携し、消臭スプレー約2200本を配布中。また、県と連携して公衆トイレの状況を個別に確認し、衛生面を確保。
③ 簡易トイレから発生した固形ごみについても回収体制を確保しつつある状況。回収時の衛生面の確保（中身の飛散防止等）を含め、維持・徹底が必要。	③ 固形ごみについて、地元自治体のパッカー車に加え、県内外の自治体や民間事業者の応援派遣により回収を実施。使用後簡易トイレの回収については色分けによる分別等、清掃業者への注意喚起を実施。

【仮設トイレからのし尿回収の流れ（イメージ）】



【使用後の簡易トイレの回収の流れ（イメージ）】



石川県 し尿処理施設の状況（2月19日時点）



和式→洋式トイレへの転換

画像：経済産業省X（旧ツイッター）



色分けにより分別した簡易トイレ固形ごみと可燃ごみ

石川県の生活ごみの収集運搬に関する対応状況

令和6年2月21日時点
環境省

現状

- 県内外の自治体や民間事業者から支援車両を被災自治体に派遣しており、地元の車両と併せて避難所ごみ及び家庭ごみの回収を実施。
- 被災により稼働停止となった焼却施設4施設のうち3施設が復旧し、施設による廃棄物の処理が再開。
- 処理施設が停止した地域では、収集した避難所ごみ及び家庭ごみを、焼却施設等に一次集積し、**県内又は県外の一般廃棄物焼却施設へ搬出中。**

課題

- ① 一般家庭から排出されるごみの収集に加え、避難所から排出されるごみを収集しており、**居住状況の変化や道路事情などにより運搬効率が悪くなることで、ごみ収集の遅れなどが生じないようにすることが重要。**
- ② 停止中施設の敷地内などで、収集した避難所ごみ・家庭ごみを**一時受入・保管中**。現在、保管可能量を超える状況ではないが、**そのおそれが生じた場合は、代替受入先の確保が必要。**

対応

- ① 環境省現地常駐者※が**避難所ごみ等の排出状況を確認**し、石川県と連携しながら、現場のごみの排出状況等に応じて**支援車両の派遣先の調整**などを実施。
- ② 焼却施設の復旧対策と並行し、周辺自治体の焼却施設等による処理を増強するために、**必要に応じて受入先の確保や広域運搬方法を調整**。

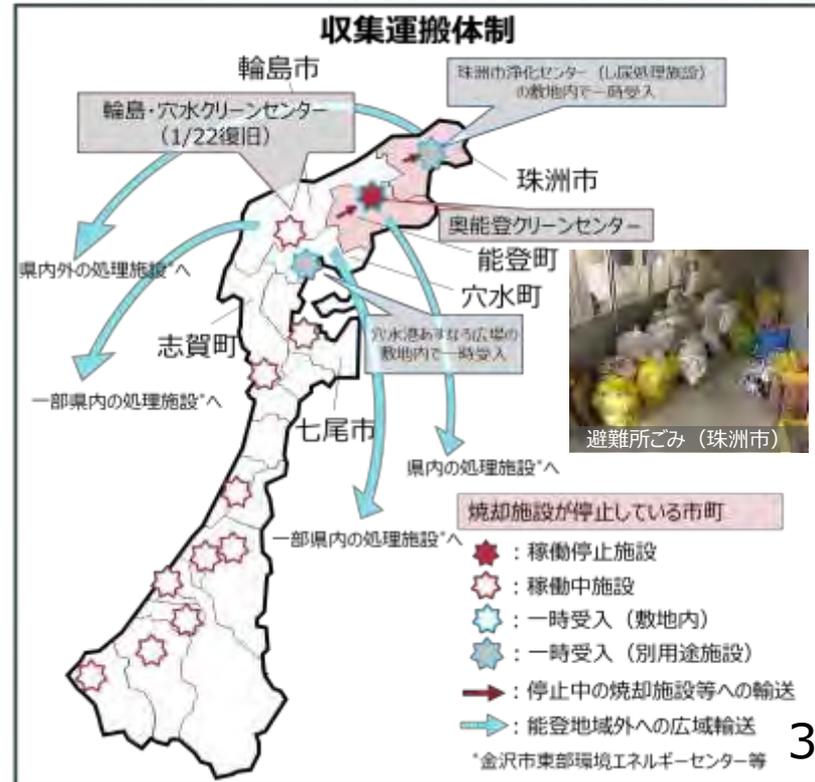
市町	回収頻度（避難所ごみ）*	運搬先
	回収頻度（家庭ごみ）*	
珠洲市	避難所の状況に応じ適宜対応	珠洲市浄化センター** 県内外の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
能登町	避難所の状況に応じ適宜対応	奥能登クリーンセンター** 県内の処理施設（金沢市等）
	毎日（可燃ごみのみ）	
輪島市	週に3回程度	輪島・穴水クリーンセンター 県内の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
穴水町	1回/2日程度	穴水港あすなろ広場** 県内の処理施設（金沢市等）
	平時と同様（可燃ごみと一部資源ごみ）	
七尾市	1回/日程度	ななかリサイクルセンター
	平時と同様（可燃ごみ・資源ごみ）	
志賀町	平時と同様	リサイクルセンター（羽咋郡市）
	平時と同様（可燃ごみ・資源ごみ）	

*日により変動あり **一時受入（敷地内）

【生活ごみの収集運搬の流れ（イメージ）】



※珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、七尾市、志賀町の6市町に環境省職員を常駐派遣。



災害廃棄物の仮置場設置状況

令和6年3月5日時点



- 適切な分別を行うことにより処理コストの削減やリサイクルの促進につながる一方で、分別が不十分な場合、仮置き場での迅速な搬入・搬出の妨げになることや、危険物の混入等による火災の発生、生活環境の悪化等につながるおそれがあることから、仮置き場での適切な分別をお願いしているところ。
- やむを得ない事情等により、搬入前の分別が十分に行えない場合、仮置場内の空きスペースに誘導し、被災者の荷卸しや分別に関する支援を行い、分別を行った上で受け入れるなど、**各現場の状況等に応じてきめ細かな支援**を行う。
- 自力での片付け、搬出、仮置場への持ち込み等が困難な住民（高齢者世帯等）には、**ボランティア等と連携**した、被災家屋からの片付けごみ等の撤去・搬出を行う。

石川県

設置済：12

自治体名	仮置場設置状況	設置数
金沢市	設置済：1/4～1/14受付終了	1
七尾市	設置済：1/12～	2
小松市	設置済：1/4～	1
輪島市	設置済：2/1～	3
珠洲市	設置済：2/1～	2
羽咋市	設置済：1/12～	1
内灘町	設置済：1/22～	1
志賀町	設置済：1/17～	2
宝達志水町	設置済：1/14～	1
中能登町	設置済：1/20～	1
穴水町	設置済：1/18～	1
能登町	設置済：2/5～	3

※太字は環境省職員常駐の6市町

富山県

設置済：7

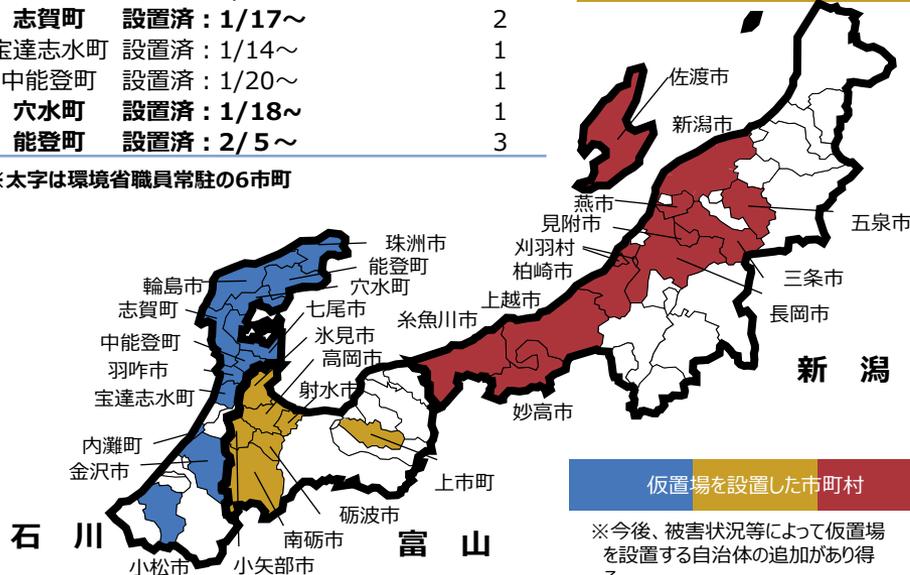
自治体名	仮置場設置状況	設置数
高岡市	設置済：1/3～	1
氷見市	設置済：1/4～	1
砺波市	設置済：1/9～1/31受付終了	1
小矢部市	設置済：1/13～	1
南砺市	設置済：1/6～1/31受付終了	1
射水市	設置済：1/4～1/31受付終了	1
上市町	設置済：1/4～1/21受付終了	1

新潟県

設置済：12

自治体名	仮置場等設置状況*	設置数
新潟市	設置済：1/3～	7
長岡市	設置済：1/9～1/31受付終了	2
三条市	設置済：1/5～1/31受付終了	1
柏崎市	設置済：1/11～	1
見附市	設置済：1/10～1/31受付終了	1
燕市	設置済：1/5～	2
糸魚川市	設置済：1/8～1/21受付終了	3
妙高市	設置済：1/5～1/19受付終了	2
五泉市	設置済：1/5～	1
上越市	設置済：1/5～	4
佐渡市	設置済：1/9～	3
刈羽村	設置済：1/11～	1

*市町村焼却施設又は処分業者へ直接持ち込みを含む



仮置場への搬入状況（2/12 輪島市、能登町）

※今後、被害状況等によって仮置場を設置する自治体の追加があり得る。

災害発生後に開始すべき9つの行動

- ① 情報収集及び記録を開始します。
- ② 災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容を確認します。
- ③ 仮設トイレの設置が必要か判断します。
- ④ し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定します。
- ⑤ 仮置場を開設します。
- ⑥ 災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計します。
- ⑦ 災害廃棄物の収集運搬方法を決定します。
- ⑧ 住民等へ周知します。
- ⑨ 外部委託の必要性を検討します。

災害時に速やかに行動するためには、事前の備えが大切です。
災害廃棄物対策に関する情報は、「災害廃棄物対策情報サイト」でご覧頂けます。
URL : <http://kouikishori.env.go.jp/>

3. 環境省における災害廃棄物 に関する主な取組

(1) 近年の災害における 災害廃棄物発生量

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	災害の種別	発生年月	損壊家屋数 [棟]						災害廃棄物量 [万吨]	処理期間
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損		
東日本大震災 ^(※1)	地震・津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	火災 (330件)	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 ^(※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506			7,574	1,500	約3年
熊本地震 ^(※3) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095			火災 (15件)	311	約2年
平成30年7月豪雨 ^(※4) (岡山県, 広島県, 愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737		190 ^(※5)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風 ^(※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		109 ^(※7)	約2.5年
新潟県中越地震 ^(※8)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682			建物火災 (9件)	60	約3年
令和2年7月豪雨 ^(※9)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		42.4 ^(※10) (土砂混じり がれきを含む)	約2.5年
令和4年福島県沖地震 ^(※11)	地震	R4年 3月	224	4,630	52,388				37.0 ^(※12)	
令和5年石川県能登地方地震 ^(※13)	地震	R5年 5月	30	169	535				5.8 ^(※14)	
令和5年梅雨前線による大雨 ^(※15)	水害	R5年 6月~7月	66	1,090	976	7,794	14,268		9.6 ^(※16)	

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※4) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※5) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

(※8) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※10) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)

(※11) 消防庁災害情報の合計 (令和5年3月24日時点)

(※12) 令和5年1月末時点の調査における推計値

(※13) 消防庁災害情報の合計 (令和5年6月7日時点)

(※14) 令和5年9月21日時点の調査における推計値

(※15) 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年6月29日からの大雨等、令和5年7月15日からの大雨等の合計値
消防庁災害情報の合計 (令和5年8月16日時点)

(※16) 令和5年9月21日時点の調査における推計値

令和6年能登半島地震による災害廃棄物発生量（推計）

各市町の災害廃棄物発生量（推計）



市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）	市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）
珠洲市	10,940	57.6	132	内灘町	868	4.9	6
輪島市	8,662	34.9	31	津幡町	1	0.0	0
能登町	6,045	31.3	46	金沢市	25	0.1	0
穴水町	5,153	27.5	96	野々市市	0	0	0
奥能登計	30,800	151.3	59	白山市	7	0.0	0
志賀町	4,999	28.9	44	川北町	0	0	0
七尾市	10,310	49.8	24	能美市	8	0.0	0
中能登町	2,320	5.3	14	小松市	32	0.0	0
羽咋市	849	1.8	3	加賀市	22	0.0	0
宝達志水町	46	0.1	0				
かほく市	357	1.8	2	合計	50,644	244.0	7

奥能登では平年の約60年分（約151万トン）のごみが発生見込み
⇒ 迅速かつ広域的な処理が必要

-2-

※石川県による発生量推計値（令和6年2月6日時点）

(2) 災害廃棄物に関する平時の取組

災害廃棄物対策の推進について

国（環境省）での施策方針

- ◆ まずは地方公共団体レベルで災害廃棄物の処理を行える体制作りをサポート
 - ◆ 同時に、市区町村で処理が難しい場合等に備え、広域レベルでの連携支援体制を構築
- ※災害廃棄物は市区町村が主体となって処理

地方公共団体 レベルの取組

- 災害廃棄物処理計画、事業継続計画等の策定
- 廃棄物処理体制の整備（施設整備を含む）
- 都道府県や近隣自治体との連携強化、災害協定の締結
- 人材育成・確保、研修・セミナーへの参加

など

地域ブロック レベルの取組

- 地域ブロック協議会の運営、他省庁等との連携強化
- 大規模災害に備えた行動計画の策定
- 災害廃棄物対策の取組事例・処理ノウハウの共有
- セミナーや人材交流等の人材育成
- 合同防災訓練の実施

など

全国レベルの 取組

- 災害廃棄物処理のノウハウの蓄積・検証
- 国内の災害廃棄物取組状況の調査
- 全国規模の地域ブロック間の広域連携の推進
- 災害廃棄物処理に関する技術開発
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の整備
- 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク制度）の整備

など

災害廃棄物処理計画の策定状況（令和4年3月末時点） 1/2

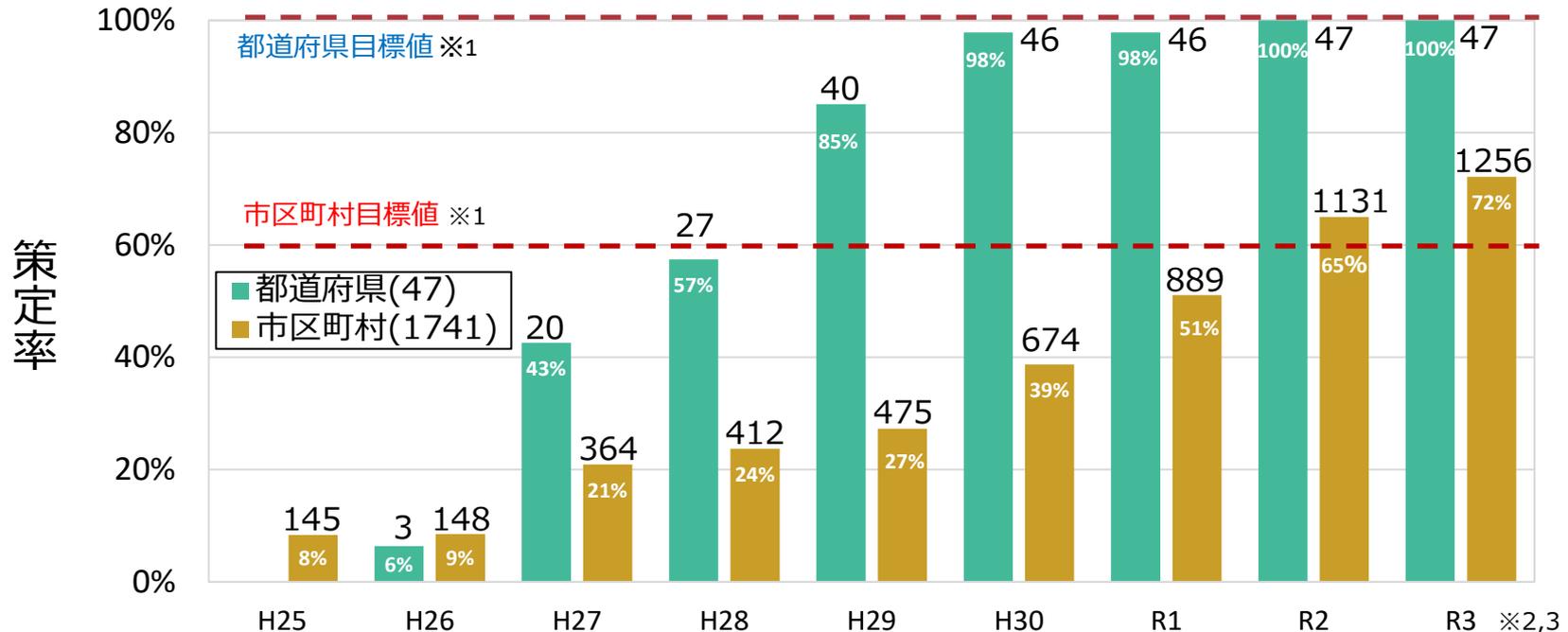
災害廃棄物処理計画について

市区町村

自ら被災することを想定し、平時の備えや発生した災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための災害応急対策・復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたもの

都道府県

被災した市区町村等に対する支援を行うため、平時の備え、災害応急対策・復旧・復興対策等に必要な事項をとりまとめたもの



※1. 第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市区町村：60%）

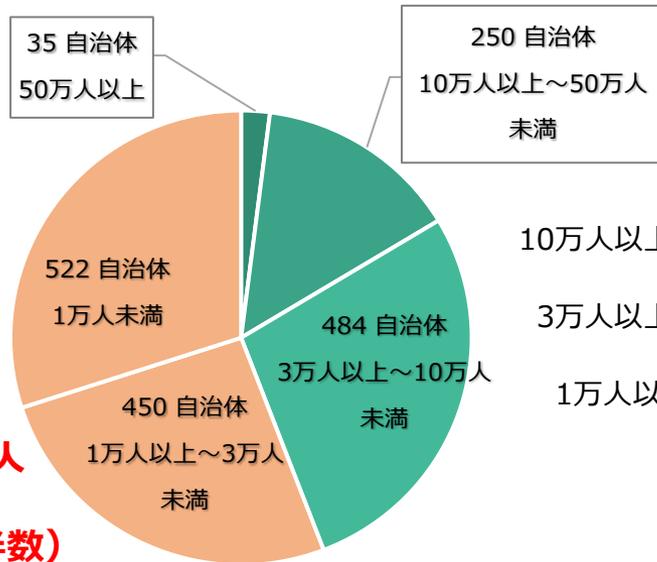
※2. 平成25年度以前は市区町村の策定率のみ調査を実施。※3. データの取得時点は各年度末

今後の
施策課題

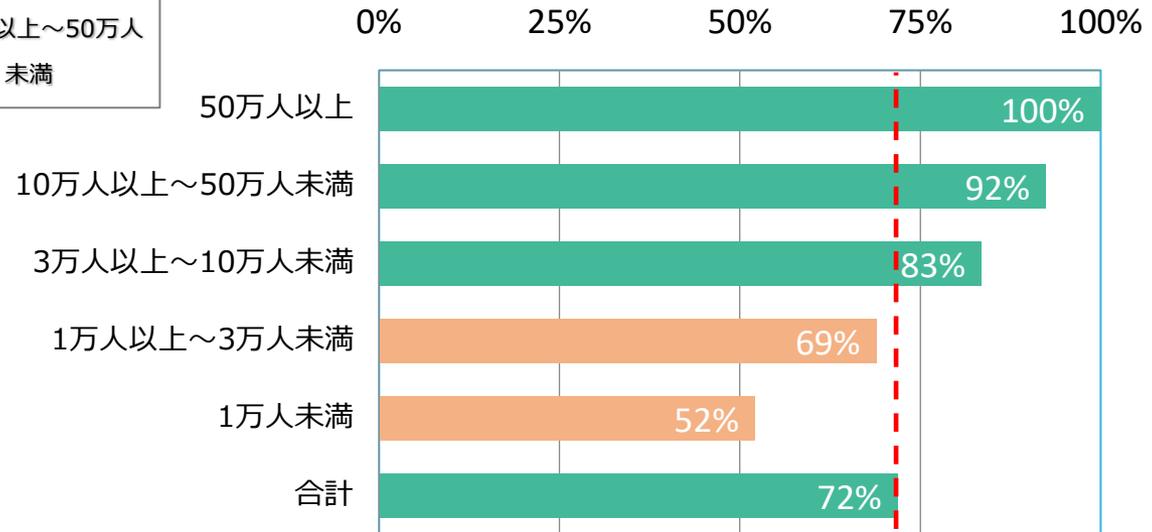
- 未策定自治体における計画策定促進
- 策定済み自治体における必要に応じた実効性のある計画への改訂促進

災害廃棄物処理計画の策定状況（令和4年3月末時点） 2/2

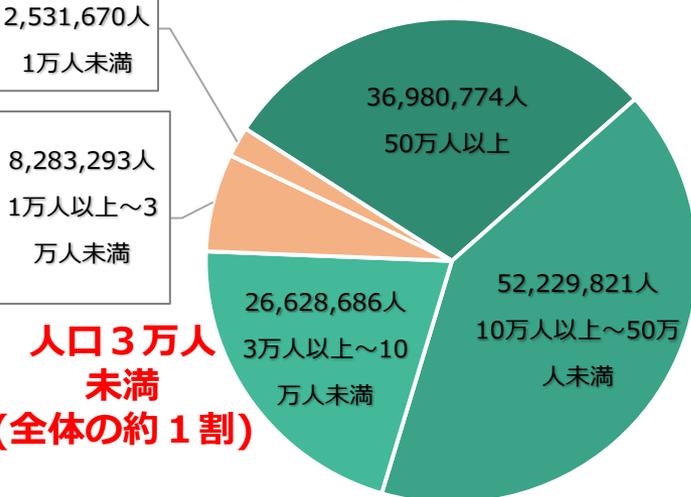
人口規模別市区町村数



市区町村の人口規模別策定率



人口規模別市区町村人口



- ◆ 人口規模が小さな自治体ほど策定率が低い傾向にあり、人口3万人未満の自治体の策定率は、全国平均の72%を下回っている状況。
- ◆ 人口3万人未満の自治体数は全体の約半数以上を占め、人口では全体の約1割を占めており、これらの自治体においては処理計画の策定がまだまだ進んでいない状況。そのため、これらの自治体に対しての処理計画策定支援が必要である。

(3) 各種手引きやマニュアル等の 策定

各種手引やマニュアル等の策定

策定年月	手引き等の名称	概要
H30.10	アジア・太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドライン	アジア・太平洋地域の地方自治体等の行政機関が災害廃棄物対策のための制度や計画等を立案する際に参考とするためのガイドライン
R1.3	災害廃棄物現地支援オペレーションマニュアル	現地支援チームが効率的かつ効果的に活動できるよう、標準的な対応をとりまとめたマニュアル
R2.2 (R3.3 改訂)	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書
R2.8	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル ※防衛省と共同で作成	環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理したマニュアル
R3.3	災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について	廃石膏ボードの発災時の発生源や性状、安全性や再生利用に向けた取組を解説した手引書
R3.3	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）	初動対応の重要性を視覚的にわかりやすく伝えることを目的に作成。「災害時の一般廃棄物に関する初動対応の手引き」に準拠
R3.5	地方公共団体向け仮設処理施設の手引き	仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策を取りまとめた手引書
R5.3	災害廃棄物対策グッドプラクティス集	グッドプラクティス事例（仮置場の事前選定や協定活用等）を収集・整理したもの
R5.4	災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン	災害廃棄物処理計画の策定及び改定に取り組むにあたり、検討すべき重要なポイントを解説したガイド

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

事前の備えとなる災害廃棄物処理計画の策定率向上へ向けた支援と並行して、計画未策定の市区町村が被災した場合でも、災害廃棄物の発生が復旧・復興を妨げることを極力防ぐため、発災後約3週間における初動対応の手引きを令和2年2月に策定（令和3年3月改訂）し、市区町村に周知。

本編

第1章 本手引きの目的・位置づけ等

第1節 本手引きの目的・位置づけ
 第2節 災害時に発生する一般廃棄物 第3節 関係者との連携体制の必要性
 第4節 災害時初動対応の実態 第5節 本手引きの対象
 第6節 本手引きの使い方 第7節 事前検討チェックリスト

第2章 災害時初動対応 ※災害時の活用

第1節 災害時初動対応の全体像
 第2節 一般廃棄物処理の災害時初動対応
 1) 安全及び組織体制の確保 2) 被害情報の収集・処理方針の判断
 3) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保
 4) 災害廃棄物の処理体制の確保 5) 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

第3章 円滑かつ迅速な初動対応 のための事前検討 ※平時の検討

第1節 概要
 第2節 基本的事項
 1) 主な検討事項と連携体制 2) 対象期間 3) 検討体制
 第3節 検討事項
 1) 職員の確保 2) 災害時の組織体制と役割分担
 3) 関係連絡先リスト 4) 被害状況チェックリスト 5) 災害支援協定リスト
 6) 必要資機材及び保有資機材のリスト 7) 仮置場の候補地リスト
 8) 初動対応時の業務リスト
 第4節 教育・訓練の実施
 1) 教育 2) 訓練
 第5節 事前検討事項の継続的改善・見直し

用語の定義等

用語の定義
 参考文献

参考資料

・様式集

・様式集 記入例

・参考事例一覧

初動対応の重要性を伝える動画の作成

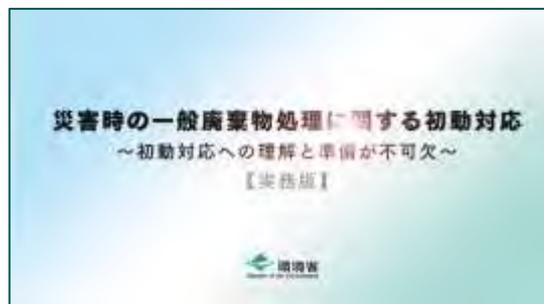
○非常災害発生時の災害廃棄物対策における初動対応の重要性を視覚的に訴えるため、特に被災経験のない自治体の職員を対象とした動画を作成した。環境省ホームページにて公開中（下記URL）。

http://kouikishori.env.go.jp/document_video/

実施方針・ポイント

- 自治体の担当職員に「初動対応の手引き」を手にとってもらうきっかけとする。
- そのために、被災経験のない自治体の職員に、危機感を持ってもらう。
例) どの自治体でも起こりうる。想像を超えた様々な深刻な事態が発生する。平時の業務の延長では対応できない。
- 他部署等との連携が必要なため、首長や関連部署の職員にも連携の必要性や、同様の危機感を共有いただく。
- 被災経験のない自治体の職員や関連部署の職員等にも負担が少なく興味を持ってもらえるように、20分程度の動画（実務版）だけでなく、コンパクトにまとめた導入版（5分程度）も作成した。

動画イメージ



災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインの作成

①

No. 1 庁内体制の確立

実行性の確保に必要な事項	
関係部署を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	◎
組織体制には、運搬・土木等の技術職が必要であることが災害廃棄物処理計画に記載されている。	★

②

【点検事項】

- 災害廃棄物の処理業務に繋がっていないが、「災害対応、管理体制構築も実行」
- 各部署の担当者が明確になっているか。
- 仮置場の確保や、防災計画の発行情況を踏まえた公費解体等、災害廃棄物処理業務は庁内関係部署との連携が必要となる。災害廃棄物処理計画に庁内関係各部署との連携が記載されているか。
- 組織体制に運搬・土木職が必要であるが、記載されているか。

③

【補足】公費解体業務は設計・構築業務が発生するが、廃棄物担当は急遽このような業務を行っていないことから、土木・建築職といった技術職が必要となる。

④



⑤

＜参考資料（災害廃棄物処理計画作成資料）＞
 【抄ア-2】災害廃棄物処理に関する業務リスト
 【抄ホ-3】管理体制の構築について

No. 6 仮置場の確保・設置

実行性の確保に必要な事項	
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	◎
仮置場の候補地を事前に選定している。	★
仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整や現地確認の実施など速やかな開設の準備が成されている。	★
仮置場の管理・運用に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整が行われている。	★

【点検事項】

- 求められる仮置場の必要条件が処理計画に記載されているか。
- 事前に選定した仮置場候補地は、有効面積、出入口の幅員が十分にあり、周囲に河川や崖状施設・字垣等の配慮を必要とする建物等無いかなど、現地確認がされているか。
- 状況後に仮置場を確保する際に調整が必要な庁内外の相手方が調整されているか。
- 仮置場候補地の所有者や管理者に、見込地の使用についての了解が得られているか。
- 仮置場の管理・運用に必要な人材、物資等の災害時における提供および取扱いについて記載された協定等が締結されているか。協定締結事業者と協定内容について定期的に確認する機会が設けられているか。

【災害廃棄物の仮置場一覧 記載例】

所有者	施設名	敷地面積 (㎡)
市	〇〇市環境センター広場	10,000
市	〇〇市緑地場	5,000
〇〇組合	〇〇組合グリーンセンター広場	3,000
	計	21,000

⑥

【グッドプラクティス】

- ・ 仙台市では、過去に協力を依頼した一般社団法人仙台建設業協会、宮城県解体工事業協会の組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部と「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」として、災害廃棄物の撤去～仮置場の開設までを含む災害廃棄物処理に特化した内容で4部署定を締結し、お互いに顔の見える関係を築いている。

⑦

【バッドプラクティス】

- ・ 仮置場の候補地を選定していたが、現地を確認しておらず、大型車両が通行できない等仮置場候補地として不適切な場所だった。
- ・ 仮置場の候補地の地権者と事前調整が行われておらず、発災後にはじめて調整を行ったことから仮置場の設置が発災から10日後と遅った。そのため、瓦上り片付けのみが準備する結果となり、街中がごみで溢れ、マスクゴミに大きく経過されることになった。

①「チェックリスト」の内容を再掲

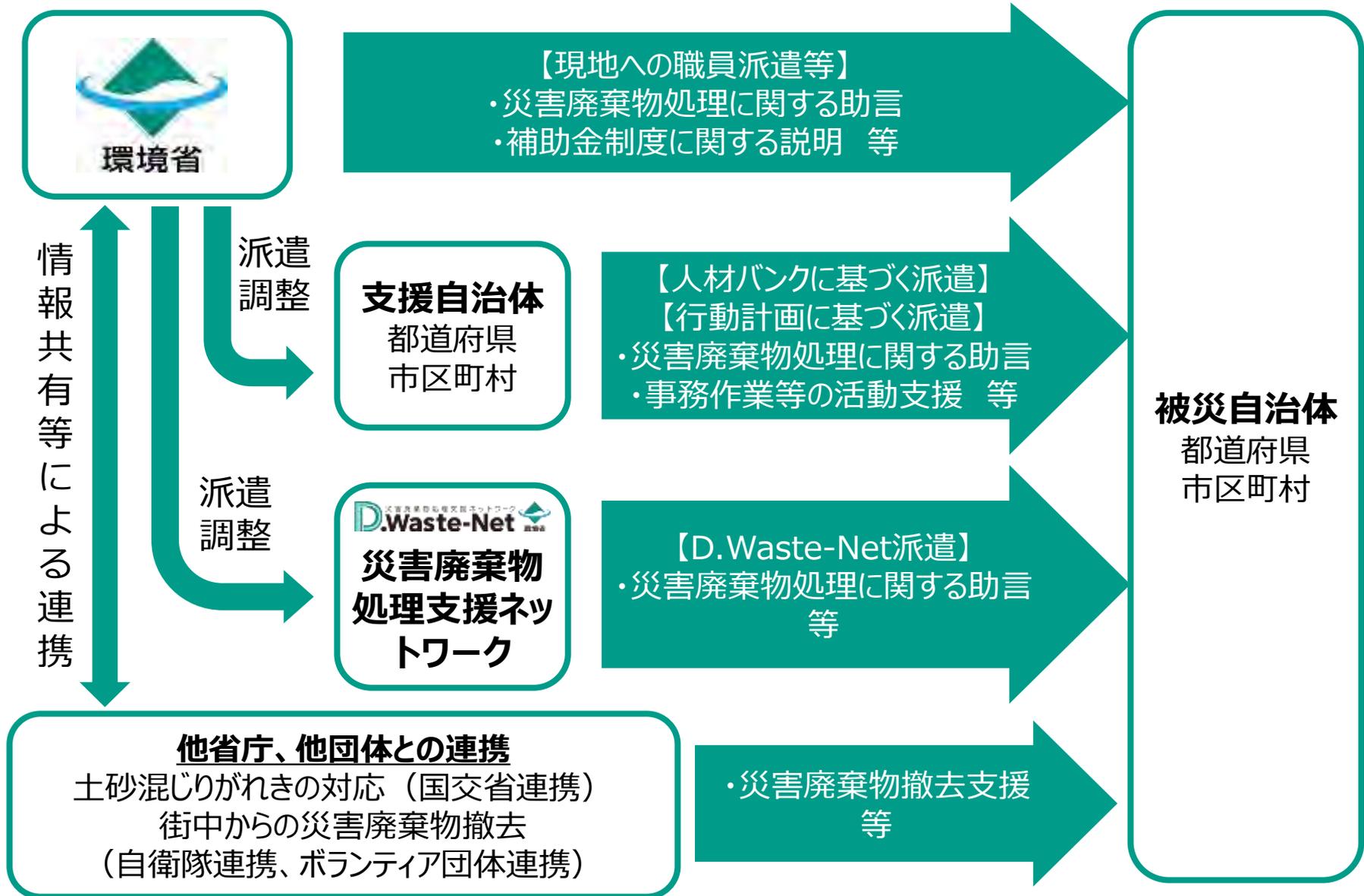
②具体的な点検事項を記載、**下線部は特に重要な事項**③**確認事項以外でも大事なことは「補足」として記載**④処理計画における**具体的な記載例**

⑤参考となる資料を紐付け

⑥**グッドプラクティス**…取り組みが進んでおり参考としたい事例⑦**バッドプラクティス**…過去の災害で実際に起きた、良くない事例

(4) 被災地支援に関する仕組み

発災時災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク) による支援

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」登録状況について

表1：支援員の都道府県・市町村等の登録人数（人）

※令和4年6月末時点

分類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都道府県	64	68	54
市町村等	175	190	207
合計	239	258	261

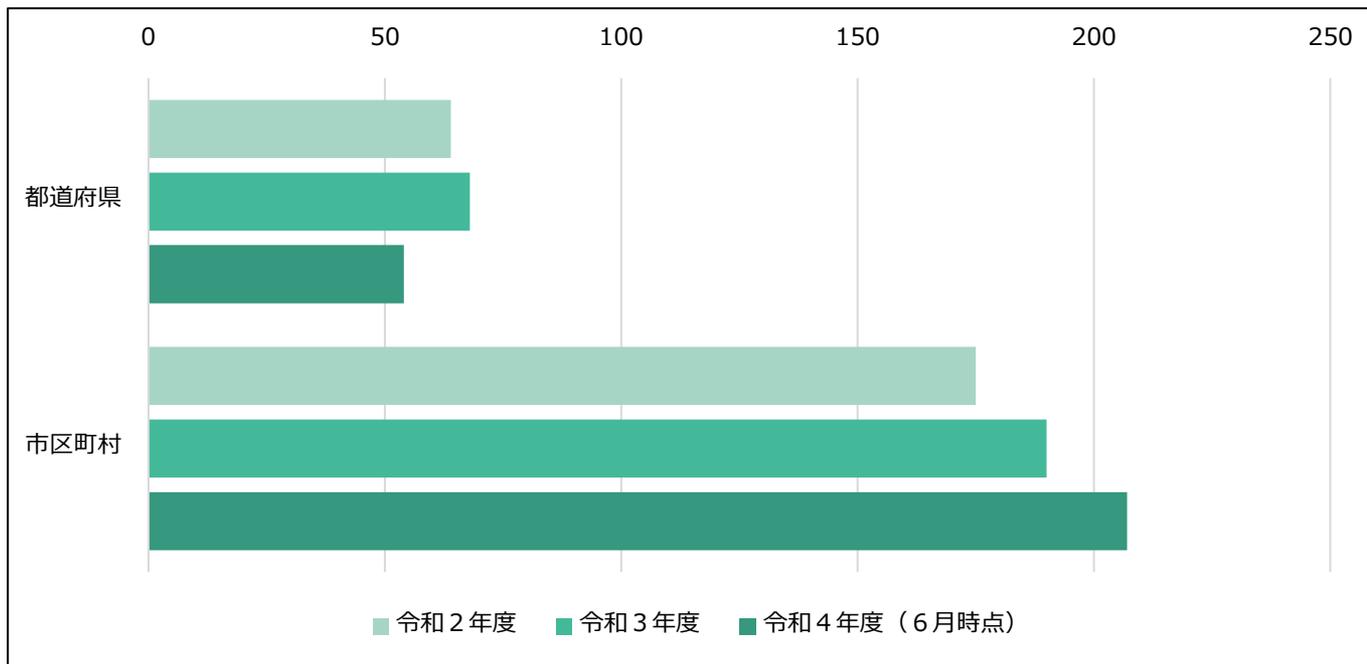


図1：支援員の都道府県・市町村等の割合（人）

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

（１）制度の概要

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」（以下「支援員」）として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・ 災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・ 災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

（２）これまでの支援実績（令和5年9月25日時点）

- 令和3年8月31日：支援員2名が静岡県熱海市で支援
- 令和3年9月～12月：支援員1名が広島県北広島町で支援
- 令和4年8月16～20日：支援員1名が青森県鯉ヶ沢町で支援
- 令和4年8月24～26日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年8月26～28日：支援員3名が新潟県村上市、関川村で支援
- 令和4年8月31～9月2日：支援員1名が福井県南越前町で支援
- 令和4年10月13～15日：支援員1名が石川県小松市で支援
- 令和4年10月24～31日：支援員1名が静岡県川根本町で支援
- 令和5年6月5～14日：支援員6名、補佐職員7名が茨城県取手市で支援
- 令和5年7月27～28日：支援員1名が石川県珠洲市で支援
- 令和5年7月21日～：支援員10名、補佐職員9名が秋田県秋田市で支援
- 令和5年9月7日～：支援員1名が山口県美祢市で支援

※令和5年9月25日時点：登録者 **254**名



静岡県熱海市の支援を行う
千葉県館山市職員
(令和3年7月大雨)
※環境省撮影



広島県北広島町の支援を行う
広島県坂町（令和3年8月大雨）
※広島県より写真提供

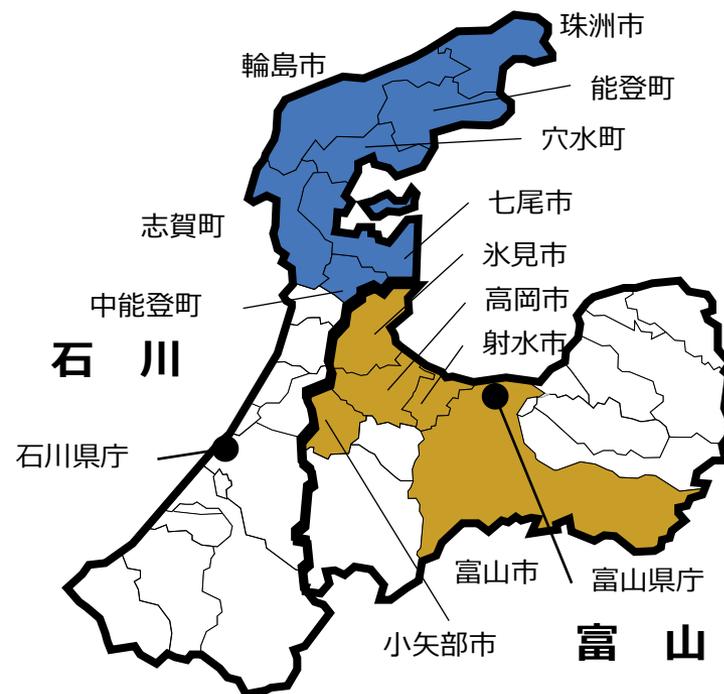
石川県能登地方を震源とする地震における人材バンク支援員の派遣状況

人材バンク支援員の派遣先

被災自治体	支援自治体（3月15日時点、支援順）
富山県（県庁）	千葉県館山市
富山市	千葉県館山市
氷見市	千葉県館山市
高岡市	千葉県館山市
小矢部市	千葉県館山市
射水市	千葉県館山市
石川県（県庁）	宮城県仙台市、熊本県、神奈川県横浜市
七尾市	岡山県倉敷市、熊本県西原村、東京都練馬区、島根県、岩手県
輪島市	宮城県仙台市、福島県いわき市、岡山県倉敷市、栃木県、福島県郡山市、北海道函館市
珠洲市	長野県長野市、静岡県熱海市、長崎県
志賀町	熊本県益城町、東京都、東京都八王子市、愛知県大洲市、山梨県、広島県三原市、宮城県仙台市、愛知県豊川市
中能登町	茨城県常総市
穴水町	熊本県西原村、熊本県熊本市
能登町	東京都、東京都八王子市、広島県坂町、熊本県菊池市、宮城県、熊本県益城町、広島県、宮城県東松島市



被災自治体及び支援員の打合せ



人材バンク支援員の派遣先

A photograph of a construction site. In the foreground, a worker in a white hard hat and a light green shirt with blue text on the back stands with his back to the camera. In the middle ground, several other workers in white hard hats and safety vests are visible. Two orange excavators are working on a dirt and rock site. In the background, there are several buildings, including a large white multi-story building and a smaller wooden house. The scene is set on a hillside.

御静聴ありがとうございました。